

住宅リフォーム補助

担当 建築住宅課

☎046(252)7396
FAX046(255)3550

市では、地域経済の活性化と市民の居住環境の向上を目的とした、住宅リフォーム補助制度の申請を受け付けます。

○対象要件 市内在住で、住民登録のある人が所有し、自ら居住している住宅(共同住宅は専有部分、併用住宅は住宅部分)でないこと

次の項目全てに該当するもの

1. 市税を滞納していない

2. 市内に本店・本社がある業者が行う工事

3. 市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でないこと

4. 着工予定の工事(着工済は対象外)
5. 平成29年3月31日までに工事完了書類を提出できること
6. 工事費が税抜き10万円以上

○募集件数 50件(多数抽選)

○補助金額 5万円(一棟につき1回限り)

○申請書類

1. 補助金交付申請書(市役所4階建築住宅課または市ホームページで入手可)
2. 住宅リフォーム見積

書の写し(施工業者の名称、所在地、電話番号の記載と押印があるもの)
3. 撮影日付入りの住宅の現況写真(住宅の全景、工事部分)
※一業者の申請枠は5件までです。見積もりを依頼する際は確認してください。

○申込方法 9月21日(水)～10月5日(水)(土・日曜日は除く)午前8時30分～正午・午後1時～5時に申請書類を持って直接担当へ(郵送不可)

国民年金任意加入制度

担当 国保年金課

☎046(252)7035
FAX046(252)7043

老齢年金を受け取るためには、原則300月(25年)以上の保険料納付期間(厚生年金加入期間、保険料免除期間などを含む)が必要です。しかし、60歳時点で300月に満たない場合は、(特例任意加入制度)。また、60歳時点で既に300月を満たしている方でも、65歳になるまで480月(40

すことができます。さらに、昭和40年4月1日以前に生まれた方は、65歳時点で300月に満たない場合には、70歳になるまで300月を上限に任意加入ができます(特例任意加入制度)。また、60歳時点で既に300月を満たしている方でも、65歳になるまで480月(40

市有地売払入札参加者・抽選参加者を募集

市有財産5筆を売却します。
各物件の詳細などは、市ホームページでご確認ください(申込方法は9月15日(木)公開)。

- 参加申込期間 10月3日(月)～11月4日(金)
- 一般競争入札物件

売却地	地目	面積	最低入札価格
座間一丁目4242番1	宅地	269.64㎡	25,076,000円
立野台一丁目4927番40	雑種地	288.35㎡	19,607,000円
東原五丁目5347番9	原野	205.68㎡	29,823,000円

○公募抽選物件

売却地	地目	面積	売却価格
入谷三丁目6262番	原野	168.19㎡	18,837,280円
入谷四丁目1871番10	雑種地	74.13㎡	9,933,420円

担当 財産管理課 ☎046(252)8626 FAX046(255)3550

国民健康保険被保険者証を更新

担当

国保年金課

☎046(252)7003
FAX046(255)7043

現在使用している国民健康保険被保険者証(被保険者証)の有効期限は、9月30日(金)までです。9月下旬までに、新しい被保険者証を世帯主宛てに転送不要の簡易書留郵便で郵送しますので、記載内容の確認をお願いします。内容に誤りや不明な点などがある場合には、担当へご連絡ください。なお、新しい被保険者証が届いた方で、就職や扶養に入るなどして社会保障などの被保険者証をお持ち

ちの方は、国民健康保険資格喪失の届け出が必要となりますので、担当で手続きをお願いします。有効期限の切れた被保険者証は、担当または各出張所に返却するか、細かく裁断して破棄してください。
※平成29年9月30日までに75歳になる方の有効期限は75歳の誕生日の前日で、誕生日以降は「後期高齢者医療制度」に基づく新しい被保険者証が交付されます。

年)を上限として任意加入し、受け取る年金の額を増やすことができます。この他、海外に住む方の任意加入制度などがありますので、詳しくは問い合わせ先または担当へご確認ください。

※保険料の支払いは、加入申込をした月の分からとなります。

○受付場所 市役所1階国保年金課または厚木年金事務所(厚木市栄町1-10-13)

○持ち物 年金手帳、預金通帳とその届出印(60歳以降の任意加入は原則口

座振替)。

※加入・納付状況により戸籍謄本や在学証明書などが必要になる場合があります。

○問い合わせ先 厚木年金事務所国民年金課 ☎046(223)7171

